



亀岡市パートナーシップ宣誓制度

利用の手引き（第2版）

～「誰もが自分らしく生きられるまち亀岡」の実現のために～

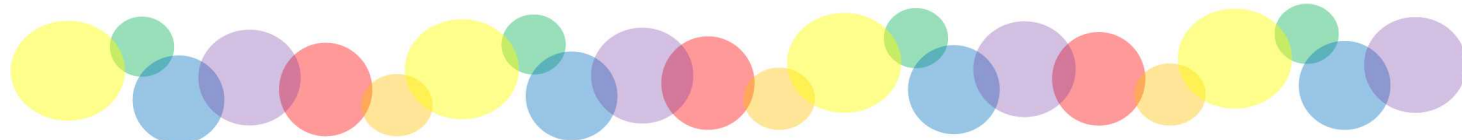
目次

- 1 制度の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 宣誓することができる人・・・・・・・・・・ 1～2
- 3 パートナーシップ宣誓の流れ・・・・・・・・ 3～7
- 4 宣誓に必要な書類・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 5 宣誓内容の変更・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 6 受領証の再交付・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 7 受領証の返還・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 8 都市間連携について・・・・・・・・・・ 11～13
- 9 よくある質問・・・・・・・・・・・・・・・・ 14～16
- 10 参 考・・・・・・・・・・・・・・・・ 17～23



令和3年(2021)年8月

亀岡市



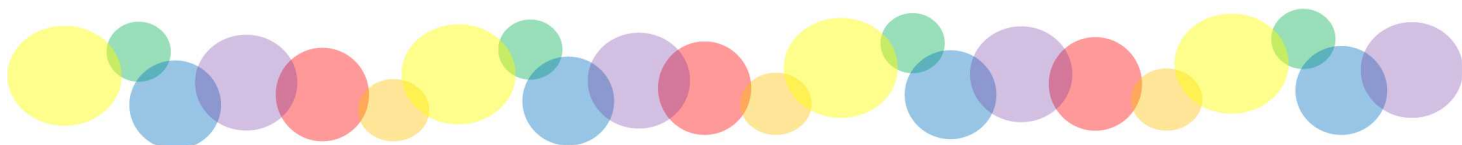


はじめに

亀岡市では、どのような性的指向や性自認、性表現であるかに関わらず、すべての人の人権が尊重され、その個性や能力を十分に発揮できるまち、誰もが安心して暮らせるまちを目指すため、「パートナーシップ宣誓制度」を創設しました。

これは、一方又は双方がLGBTQ+であるお二人が、お互いを人生のパートナーとすることを宣誓し、市が宣誓書を受領したことを公的に証明する制度です。

この制度の導入により、性の多様性への理解を広め、市民一人ひとりがそれぞれの違いを認め合うことで、誰もが自分らしく生きることができる社会の実現を進めていきます。



1 制度の概要

この制度は、一方又は双方が LGBTQ+であるお二人が、互いを人生のパートナーとして協力し合う関係であることを宣誓し、市が宣誓書を受領したことを「パートナーシップ宣誓書受領証」を交付することにより公的に証明するものです。

婚姻と異なり法律上の効果が生じるものではありませんが、お二人が家族として安心して暮らせるよう、市民の多様性への理解が深まるまちを目指します。

LGBTQ+とは・・・

「L」はレズビアン（女性の同性愛者）、「G」はゲイ（男性の同性愛者）、「B」はバイセクシュアル（両性愛者）、「T」はトランスジェンダー（心と身体の性が一致していないため、身体の性に違和感を持つ人）、「Q」はクエスチョニング（自分自身の性を決められない、分からない、または決めない人）／クィア（性的指向や性自認が非典型の人全般）の頭文字、「+」はそれ以外の性のあり方を包括している。

2 宣誓することができる人

（1）宣誓の当日に民法に定める成年（20歳以上）であること。

※民法の改正が令和4年4月1日に予定されており、民法改正後は満18歳以上となる予定です。

（2）下記①～②のいずれかに該当すること。

- ① 双方が市内に住所を有していること。
- ② 双方のいずれか一方が市内に住所を有し、他の一方が1箇月以内に市内への転入を予定していること。

(3) 双方に配偶者がいないこと。

※婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の関係にある人を含みます。

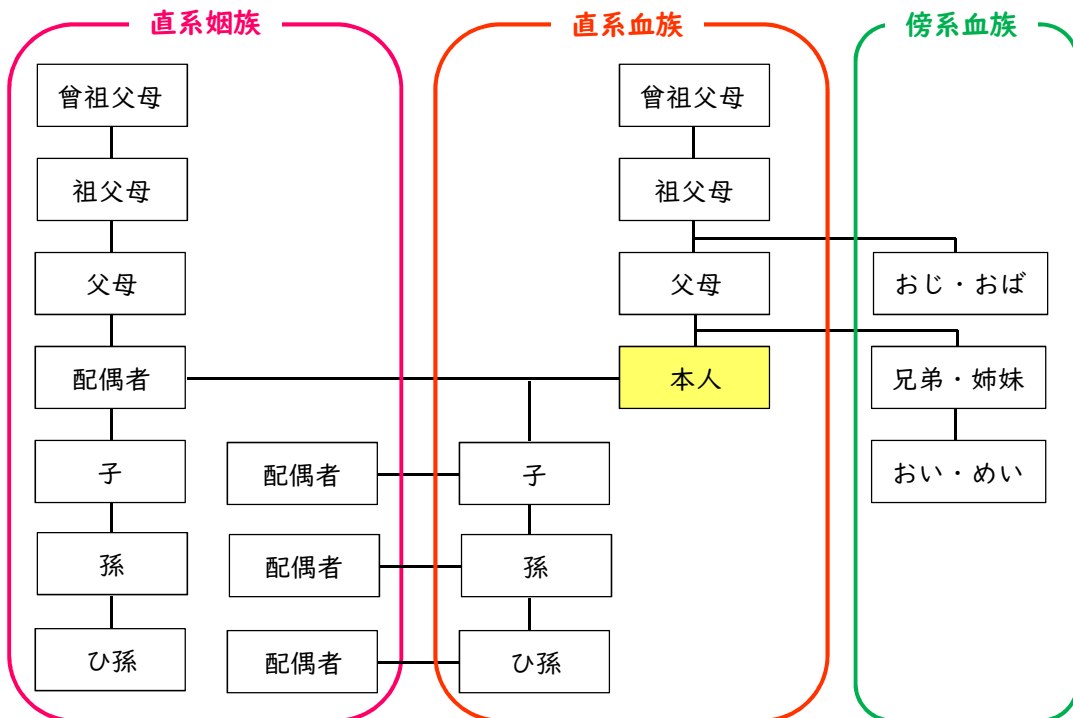
(4) 双方が宣誓しようとする相手以外と制度を利用していないこと。

※他自治体が行うパートナーシップ制度に類する制度を含む。

(5) 宣誓者同士が民法に規定されている近親者（直系血族又は三親等内の傍系血族もしくは直系姻族）などでないこと。

※養子縁組によって近親者となった場合は宣誓できます。

- ◆直系血族：祖父母、父母、子、孫等
- ◆三親等内の傍系血族：兄弟姉妹、伯父伯母、叔父叔母、甥姪
- ◆直系姻族：子の配偶者、配偶者の父母・祖父母等



3 パートナーシップ宣誓の流れ

(1) 必要書類の準備



【提出書類】

- ① 自署した宣誓書（別記第1号様式）
- ② 現住所を確認できるもの
（住民票の写しまたは住民票記載事項証明書）
- ③ 現に婚姻していないことを証明できるもの
（独身証明書など）
- ④ 顔写真入りの受領証を希望する場合は、顔写真のデータ
※②、③については、発行から3箇月以内のもの
④については、6箇月以内に撮影されたもの

【提示書類】

- ⑤ 本人確認書類
個人番号カード、旅券（パスポート）、運転免許証など
※転入予定の人は、転入の予定を証する書類（転出証明書、
物件売買契約書など）をご提出いただき、宣誓受付票の交
付を受けてください。

(2) 宣誓日時の事前予約

（予約先：生涯学習部人権啓発課男女共同参画推進係）

宣誓を希望される日の7日前（土・日・祝日、年末年始（12月29日
～1月3日）を除く）までに予約してください。

なお、予約は宣誓希望日の1箇月前から受け付けます。

○電話：0771-25-5075

午前8時30分から午後5時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）

○FAX：0771-22-6372

○メール：jinken-keihatsu@city.kameoka.lg.jp

※予約時には下記の内容をお伝えください。

- ① 宣誓希望日・時間帯「午前（9時から12時）」または「午後（13時
から17時）」の第3希望まで
（例：第1希望 令和3年3月1日 午前）
- ② 宣誓されるお二人の氏名（フリガナ）
- ③ お二人どちらかの日中に連絡がつく電話番号

- ・個室での対応が可能ですので、予約の際にその旨をお伝えください。
- ・FAX とメールは、24 時間受付していますが、開庁時間以外に届いたものは、翌開庁日以降に返信します。
- ・予約は、宣誓日・時間などの確認が取れた段階で成立します。
- ・予約状況により、ご希望に添えない場合があります。

(3) パートナーシップの宣誓

(1) の必要書類をお持ちのうえ、予約した日時にお二人で亀岡市庁舎へお越しください。



○所在地：亀岡市安町野々神 8 番地

宣誓には職員が立ち会いますので、「パートナーシップ宣誓書」に署名して提出してください。

○ご提出いただいた書類などにより、宣誓の要件が備わっているか確認します。

○書類に不備がなければ、宣誓完了です。

受領証の交付日時を調整してお帰りください。

※受領証の発行には 1 週間程度かかります。



※転入予定の方には、宣誓受付票を交付します。宣誓受付票の交付から 1 箇月以内に転入してください。

(4) パートナーシップ宣誓書受領証の交付

(3) で調整した日時に亀岡市庁舎にお越しください。受領証を交付します。



お二人でお越しいただくことが難しい場合は、いずれか一方が受領証をお受け取りいただくことも可能です。

※宣誓受付票の交付を受けた人は、交付から 1 箇月以内に亀岡市内に転入した後、2 週間以内に受領証の交付を受けてください。(転入後の住所が記載された住民票の写しを提出ください。)


※受領証の交付日は、希望日の 1 週間前までに予約してください。

○交付書類（下記の書類をそれぞれお二人に交付します。）

- ・受領印を押印した「パートナーシップ宣誓書」（別記第1号様式）の写し
- ・パートナーシップ宣誓書受領証 A4版（第2号様式の1）
- ・パートナーシップ宣誓書受領証カード（第2号様式の2）

別記第1号様式（表面）

別記第1号様式（第4条関係）



パートナーシップ宣誓書

(宛先) 亀岡市長

私たち、_____と_____は、亀岡市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する条例に基づき、お互いを人生のパートナーとすることを宣誓します。

_____年 月 日

(宣誓者)

住所：_____

氏名又は通称名：_____

生年月日：_____

住所：_____

氏名又は通称名：_____

生年月日：_____

(代筆者)

住所：_____

氏名：_____

別記第1号様式（裏面）

亀岡市パートナーシップの宣誓に当たっての承諾

私たちは、亀岡市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する条例に基づくパートナーシップの宣誓をするに当たって、次の条の承諾事項の内容が多量と個意がないこと及び同条例の規定を遵守することを承諾します。

記入日：_____年 月 日

同 意 書	
戸籍上の氏名	
電 話	
FAX	
メール	

条 文 の 規 定	同 意 書	同 意 書 印 に 捺 印 して ください
第2条第2項 一方が未成年者として相手方であること取扱いされる。お互いを人生のパートナーとして結ぶ。またその結ぶ行為は法律行為であること。	<input type="checkbox"/>	口印に捺印します。
第3条第1項 住所は異なること。	<input type="checkbox"/>	口印に捺印します。
第3条第2項 宣誓の目的は法律行為であること。 宣誓の目的は法律行為を有している。 宣誓の目的は法律行為を有し、かつ、他の一方が宣誓の日から1月以内に市庁への記入を承諾している。	<input type="checkbox"/>	口印に捺印します。 口印に捺印します。 捺印者：_____年 月 日
第3条第3項 誓約が有効に成立していること。 (誓約書の提出を含む。)	<input type="checkbox"/>	口印に捺印します。
第3条第4項 誓約が宣誓書第1条の条のパートナーシップの範囲にないこと。	<input type="checkbox"/>	口印に捺印します。
第3条第5項 宣誓書第4条第1項から第4項の規定により撤回をすることができない期間にないこと。ただし、宣誓書第1項の宣誓締結後、6か月以内の期間に限り撤回を認める。	<input type="checkbox"/>	口印に捺印します。
第3条第6項 宣誓書の撤回を認めず宣誓する。ただし、変更の理由を受けた場合は、亀岡市文書記録課長（またはその亀岡市情報課長）の定めるところにより条件及び撤回するものとする。	<input type="checkbox"/>	口印に捺印しました。


【市庁長官印欄】

本人確認事項 個人番号カード 印章 建物の住所

口印の捺印 ()

第2号様式の1 A4版

第2号様式の1（第4条関係）



亀岡市パートナーシップ宣誓書受領証

_____様 _____様
(生年月日： 年 月 日) (生年月日： 年 月 日)

宣誓日 _____年 月 日


ここにお二人が、亀岡市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する条例の規定に基づき、パートナーシップの宣誓をされたことを証します。

これからの人生においてパートナーとして互いに支え合うお二人の御多幸を祈念します。

亀岡市長 印

【特記事項】

第2号様式の1（第4条関係）



亀岡市パートナーシップ宣誓書受領証

_____様 _____様
(生年月日： 年 月 日) (生年月日： 年 月 日)

宣誓日 _____年 月 日


ここにお二人が、亀岡市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する条例の規定に基づき、パートナーシップの宣誓をされたことを証します。

これからの人生においてパートナーとして互いに支え合うお二人の御多幸を祈念します。

亀岡市長 印

第2号様式の2（表面）

① 顔写真なし

 **亀岡市パートナーシップ宣誓書受領証**


ここに二人が、亀岡市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、パートナーシップの宣誓をされたことを証します。

様 **A** 様

(年 月 日生) (年 月 日生)

年 月 日

第 号 亀 岡 市 長 印

 **亀岡市パートナーシップ宣誓書受領証**


ここに二人が、亀岡市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、パートナーシップの宣誓をされたことを証します。

様 **B** 様

(年 月 日生) (年 月 日生)

年 月 日

第 号 亀 岡 市 長 印

 **亀岡市パートナーシップ宣誓書受領証**


ここに二人が、亀岡市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、パートナーシップの宣誓をされたことを証します。

様 **C** 様

(年 月 日生) (年 月 日生)

年 月 日

第 号 亀 岡 市 長 印

 **亀岡市パートナーシップ宣誓書受領証**

ここに二人が、亀岡市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、パートナーシップの宣誓をされたことを証します。


様 **D** 様

(年 月 日生) (年 月 日生)

年 月 日

第 号 亀 岡 市 長 印

② 顔写真あり

 **亀岡市パートナーシップ宣誓書受領証**


ここに二人が、亀岡市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、パートナーシップの宣誓をされたことを証します。

顔写真 **E** 顔写真

様 様

(年 月 日生) (年 月 日生)

第 号 年 月 日 亀 岡 市 長 印

 **亀岡市パートナーシップ宣誓書受領証**


ここに二人が、亀岡市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、パートナーシップの宣誓をされたことを証します。

顔写真 **F** 顔写真

様 様

(年 月 日生) (年 月 日生)

第 号 年 月 日 亀 岡 市 長 印

 **亀岡市パートナーシップ宣誓書受領証**


ここに二人が、亀岡市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、パートナーシップの宣誓をされたことを証します。

顔写真 **G** 顔写真

様 様

(年 月 日生) (年 月 日生)

第 号 年 月 日 亀 岡 市 長 印

 **亀岡市パートナーシップ宣誓書受領証**

ここに二人が、亀岡市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、パートナーシップの宣誓をされたことを証します。

顔写真 **H** 顔写真

様 様

(年 月 日生) (年 月 日生)

第 号 年 月 日 亀 岡 市 長 印

第2号様式の2（裏面）

この受領証の提示を受けられた方へ

亀岡市では、性の多様性への理解を広め、差別や偏見のないまちづくりを目指しています。この受領証は、お二人が互いを人生のパートナーとして、協力し合うことを宣誓されたことを証するものです。本受領証は、法律上の婚姻関係が生じるものでないため、相続、扶養、その他の権利や義務の付与を伴うものではありませんが、上記の趣旨を十分にご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。また、この制度を利用する方の性のあり方（性的指向、性自認、性表現）や、本制度を利用していることを、本人の同意なく口外しないでください。

特記事項

この受領証の提示を受けられた方へ

亀岡市では、性の多様性への理解を広め、差別や偏見のないまちづくりを目指しています。この受領証は、お二人が互いを人生のパートナーとして、協力し合うことを宣誓されたことを証するものです。本受領証は、法律上の婚姻関係が生じるものでないため、相続、扶養、その他の権利や義務の付与を伴うものではありませんが、上記の趣旨を十分にご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。また、この制度を利用する方の性のあり方（性的指向、性自認、性表現）や、本制度を利用していることを、本人の同意なく口外しないでください。

特記事項

パートナーシップ宣誓書受領証は、
いくつかのデザインからお選びいただけます。

（5）パートナーシップ関係が成立です！



※必要に応じて、市や民間の制度などをご利用ください。
制度内容については、15ページを参照してください。

※受領証の内容変更や紛失・毀損、返還などの手続きは、
9～10ページをご確認ください。

※都市間連携に関する手続きは、11～13ページをご確認ください。

4 宣誓に必要な書類

(1) 自署した宣誓書

パートナーシップ宣誓書（別記第1号様式） 1通

- 必要事項を記載のうえ提出してください。（表面と裏面とも記入）

(2) 現住所を確認する書類

住民票の写し、又は住民票記載事項証明書 各1通

<3箇月以内に発行されたもの>

- 同一世帯の場合は、お二人が記載されているもの1通を提出してください。
- 亀岡市に転入予定の場合は、転入することが確認できる書類を提示してください。（例：転出証明書、売買契約書、賃貸借契約書など）

(3) 現に婚姻していないことを証明する書類

独身証明書など 各1通

<3箇月以内に発行されたもの>

- 外国籍の人は、本国の大使館、領事館が発行する婚姻要件具備証明書（3箇月以内に発行されたもの）など現に婚姻していないことが確認できる書類に日本語訳を添えて提出してください。

(4) 顔写真のデータ

顔写真入りの受領証を希望する場合（6箇月以内に撮影されたもの）

(5) 本人確認ができる書類

個人番号カード（通知書不可）、旅券（パスポート）・運転免許証など

※その他、官公庁が発行した免許証、資格証等で顔写真があるものはいずれか1点を提示（有効期限内のものに限ります。）

- 上記の書類がない場合は、以下のうち2点を提示してください。
健康保険証、国民年金手帳、国民年金・厚生年金保険等の年金証書、そのほか、官公庁が発行した免許証等で顔写真がないもの。
- 通称名の使用を希望される人は、通称名を日常的に使用していることが分かる書類（住所記載の郵便物、顔写真付きの社員証など）
- 代筆者も本人確認が必要です。

宣誓や受領証交付に手数料はかかりませんが、住民票の写しなど、提出書類の取得に係る手数料は自己負担となります。

5 宣誓内容の変更

住所や連絡先、氏名や顔写真の変更があったときは、届け出ていただく必要があります。事前に電話又はFAX、メールで人権啓発課に予約してください。

【必要書類】

- ・パートナーシップ宣誓書記載内容変更届（第4号様式）
- ・受領証
- ・変更内容が確認できる書類
- ・本人確認書類

※氏名や顔写真の変更は、受領証を再交付しますので、併せて下記の書類も必要になります。

- ・パートナーシップ宣誓書受領証再交付申請書（第5号様式）
- ・顔写真の変更場合は、顔写真のデータ

★住所変更は、再交付の対象になりません。

★顔写真の変更は、希望がある人のみ5年毎の更新となります。

6 受領証の再交付

受領証の紛失、毀損・汚損や氏名や顔写真の変更で再交付を希望する場合は、事前に電話又はFAX、メールで人権啓発課に予約してください。

【必要書類】

- ・パートナーシップ宣誓書受領証再交付申請書（第5号様式）
- ・受領証
- ・本人確認書類

★パートナーシップ宣誓書受領証を再交付します。

★受領証のカード裏面の特記事項に「変更届 年 月 日」と記入します。

★届出から再交付までに時間がかかることがありますので、あらかじめご了承ください。

※受領証紛失による再交付の申請の場合、その紛失した受領証を発見した場合は、ただちにその発見した受領証を返還してください。

7 受領証の返還

次のいずれかに該当するときは、受領証を返還していただくこととなりますので、事前に電話又は FAX、メールで人権啓発課に予約してください。

【必要書類】

- ・ パートナーシップ宣誓書受領証返還届（第6号様式）
- ・ 受領証
- ・ 本人確認書類

(1) パートナーシップを解消したとき。

(2) 双方が亀岡市外へ転出したとき。

※どちらか一方が転出した場合は該当しません。

(亀岡市と連携協定を締結している自治体に転出し、当該都市の長に対してパートナーシップ宣誓制度の継続を申し出る場合を除きます。詳細は次ページをご参照ください。)

(3) その他、宣誓することができる人の要件に該当しなくなったとき。

※どちらか一方が亡くなられた場合も含みます。

8 都市間連携について

亀岡市と連携協定を締結している自治体の間で転出入する場合、申告により、手続きが一部省略できる場合があります。

※連携協定を締結している自治体については、ホームページでご確認ください。

○亀岡市から転出する場合

亀岡市から連携協定を締結している自治体へ転出する場合、亀岡市へのパートナーシップ宣誓書受領証等の返還は必要ありません。

申告の手続きは、各自治体のホームページなどをご確認ください。

○亀岡市に転入する場合

●連携協定を締結している自治体から亀岡市に転入する場合は、改めて亀岡市の宣誓書受領証等を発行します。

●申告の手続きは、来庁又は郵送にて受け付けます。

<申告に必要な書類>

【提出書類】

- ① パートナーシップ宣誓継続申告書（別記第1号の2様式）
- ② 転入前に交付を受けた受領証等類似書類の写し
（受領証、受領証カードなど）
- ③ 住民票の写し、又は住民票記載事項証明書 各1通
＜3箇月以内に発行されたもの＞

※同一世帯の場合は、お二人が記載されているもの1通を提出してください。

- ④ 顔写真入りの受領証を希望する場合は、顔写真のデータ
＜6箇月以内に撮影されたもの＞

【提示書類】

- ⑤ 本人確認書類
個人番号カード、旅券（パスポート）、運転免許証など
（詳しくは、8ページの（5）を参照）
※郵送の場合は、写しを申告書等に添付して送ってください。

【申告に係る留意事項】

亀岡市から転入前の自治体に対し、「申告に基づき受領証等を交付した事実と申告に係る事項」を通知することに同意いただけない場合は、申告書の受付ができかねますので、ご了承ください。

<来庁による申告>

(1) 申告日の予約(予約先:生涯学習部人権啓発課男女共同参画推進係)

○申告を希望される日の7日前(土・日・祝日、年末年始(12月29日～1月3日)を除く)までに予約してください。

○電話、FAX又はメールで予約してください。
(連絡先は、3ページ「3 パートナーシップ宣誓の流れ」を参照)

○予約の連絡をいただいた後、亀岡市から「申告日時、必要書類等」の調整、確認のために連絡します。
・FAXとメールは、24時間受付していますが、開庁時間以外に届いたものは、翌開庁日以降に返信します。

※予約時には下記の内容をお伝えください。

①申告希望日・時間帯「午前(9時から12時)」または「午後(13時から17時)」の第3希望まで

(例:第1希望 令和3年3月1日 午前)

②申告されるお二人の氏名(フリガナ)

③お二人どちらかの日中に連絡がつく電話番号

- ・個室での対応が可能ですので、予約の際にその旨をお伝えください。
- ・予約は、申告日・時間などの確認が取れた段階で成立します。
- ・予約状況により、ご希望に添えない場合があります。

(2) 申告書などの提出

○予約した日時に、申告に必要な書類(11ページ)を持って、お越しください。お一人でも手続きは可能ですが、申告に必要な書類は、お二人分お持ちください。

○ご提出いただいた書類などにより、申告の要件が備わっているか確認します。

(3) 亀岡市発行の受領証等の交付

- 書類に不備や不足がある場合等は、改めて申告日を調整します。
- 書類の不備等がなければ、原則として即日交付します。ただし、申告から受領証等の交付まで、1時間程度かかります。

< 郵送による申告 >

- 事前に電話又はメールにて、人権啓発課にご連絡のうえ、申告に必要な書類（11ページ）を郵送してください。
※ご連絡いただいた際に、必要書類等の調整、確認をさせていただきます。
- 提出いただいた書類に内容の不備がないか、申告の対象となる要件を備えているかを確認し、亀岡市の受領証等を返送いたします。（返送する住所に指定がある場合、申告書にその旨をご記入ください。）
※書類に不備や不足がある場合等は、こちらから連絡いたします。

郵送先住所

〒621-8501

亀岡市安町野々神8番地

人権啓発課男女共同参画推進係宛

9 よくある質問

Q パートナーシップ宣誓制度と結婚はどう違うのですか。

A 結婚は法律に基づき行われるもので、相続など財産上の権利や、税金の控除、扶養の義務など様々な権利・義務が発生します。一方、パートナーシップ宣誓制度は、要綱（市の内部規定）に基づいて行われるもので、法的な権利の発生や義務の付与を伴うものではありません。また、宣誓を行うことにより、戸籍や住民票の記載が変わることはありません。

Q パートナーシップの宣誓は、戸籍上の性別が同性のカップルでないといけないのですか。

A 戸籍上の性別が異性となるカップルであっても、宣誓者がLGBTQ+であることも考えられるため、亀岡市では戸籍上の性別は限定しない取扱いとしています。

Q 外国籍でも宣誓できますか。

A 外国籍の人も、対象要件に該当する場合は宣誓できます。宣誓に必要な書類として本国の大使館、領事館が発行する婚姻要件具備証明書（3箇月以内に発行されたもの）など現に婚姻していないことを確認できる書類に日本語訳を添えて提出してください。

Q 事実婚でも宣誓できますか。

A 事実婚の人につきましては、健康保険や厚生年金保険の被扶養者となることができるほか、遺族年金の受給が可能であるなど、婚姻に準ずる一定の関係性が認められており、LGBTQ+の人々が直面している偏見や差別、課題などとは置かれている状況が大きく異なると認識しています。当制度は、婚姻に準ずるような法的効力を有しませんが、LGBTQ+のお二人が人生のパートナーとして、安心して暮らせるまちづくりと人権尊重の観点から導入するもので、事実婚にある状態では宣誓はできません。

Q 転入予定ですが、転入前に手続きができますか。

A 手続きできます。いずれか一方が亀岡市民で、かつ他の一方が1箇月以内に亀岡市へ転入予定であれば宣誓は可能です。転入の予定を証する書類（転出証明書など）を提出いただいた後、宣誓受付票を交付しますので、1箇月以内に転入手続きを終え、その日から2週間以内に転入後の住所を記載した住民票を提出してください。正式な受領証を交付します。

Q 同居していないと宣誓できませんか。

A 必ずしも同居している必要はありませんが、お二人が人生のパートナーとして協力し合う関係であることが必要です。

Q 通称名を使用できますか。

A 使用できます。性別違和の人が使用している自認する性別にあった名や、外国籍の人が使用している日本名が該当します。ただし、パートナーシップ宣誓書の裏面及び受領証カードの裏面の特記事項には戸籍上の名前を記載します。

Q 郵送で手続きができますか？または代理申請ができますか。

A 職員の面前でご本人が宣誓する必要がありますので、必ずお二人でお越しください。ただし、特別な事情によりどちらか一方が来庁できない場合は、ご相談ください。

Q 制度利用に際し、プライバシーは守られますか。

A 提出書類や、記載内容等の個人情報、必ず守られます。また、宣誓、受領証の交付は個室で対応することも可能です。

Q 宣誓書受領証はすぐに交付されますか。

A 提出書類に不備や不足などがなければ、最短で宣誓日から1週間程度での交付となります。ただし、申し込み多数の場合は、さらに日数をいただく場合があります。

Q 土日など、休みの日に宣誓することはできますか。

A 原則、来庁による宣誓は、平日（年末年始を除く）の午前9時から午後5時までとなっていますが、特段の事情がある場合など、来庁が難しいときは、人権啓発課までご相談ください。

Q 都市間連携をしている自治体から亀岡市へ転居する予定ですが、転居前でも申告はできますか。

A 転居前の申告はできません。申告は、転入したことが分かる現住所を確認する書類をご提出いただく必要があるためです。ただし、転居前でも、申告を行う日の予約は可能です。

Q なぜ、郵送による申告の場合も、事前に連絡が必要なのですか。

A 書類の不備等が生じないように、事前に必要書類等の調整、確認をさせていただくことで、手続きをスムーズに行えると考えています。

Q 受領証にはどのような効力や使い道がありますか。

A 受領証は、市の内部規定である要綱に基づく書類であり、法的な効力はありませんが、下記の制度などが利用できます。

- ・市営住宅への家族としての入居申込み
- ・市立病院でパートナーの病状説明や手術同意など家族としての対応
- ・犯罪被害者等への遺族見舞金支給がパートナーも対象

民間サービスでは、携帯電話の家族割引、飛行機の家族で共有できるマイルの適用などへの活用が想定されます。

なお、本市職員については、結婚休暇等の取得、結婚祝い金の支給の申請時に活用できます。

9 参 考

亀岡市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、L G B T Q +がその人権を尊重され、自己実現を通じて生きがいを感じられる、平等で公正な誰もが生きやすい社会の実現に向けて、パートナーシップの宣誓について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「L G B T Q +」とは、性的指向が異性愛のみでない者、性自認が出生時の性と異なる者、自身の性を認識していない者等をいう。

2 この要綱において「パートナーシップ関係」とは、一方又は双方がL G B T Q +である二者の間関係であって、互いを人生のパートナーとして協力し合うことを約したものをいう。

3 この要綱において「宣誓」とは、パートナーシップ関係にある者同士が、市長に対し、その旨を誓うことをいう。

4 この要綱において「申告」とは、本市の区域内への転入前に、パートナーシップ宣誓制度に係る都市間連携に関する協定を本市と締結した他の地方公共団体（以下「連携協定締結都市」という。）において、第5条第1項に規定する受領証等に類する書類（以下「受領証等類似書類」という。）の交付を受けた二者が、当該事実及びパートナーシップ関係にあることを市長に対して申し出ることをいう。

(宣誓又は申告)

第3条 次の各号のいずれにも該当する二者が、次条に定めるところにより宣誓又は申告をしたときは、市長は第5条に定めるところによりその旨を証明するものとする。

(1) ともに民法（明治29年法律第89号）に定める成年に達していること。

(2) 住所について次のいずれか（申告に当たってはア）に該当すること。

ア ともに市内に住所を有すること。

イ いずれか一方が市内に住所を有し、かつ、他の一方が1

月以内に市内への転入を予定していること。

- (3) ともに配偶者（婚姻の届出はしていないが事実上婚姻と同様の関係にある者を含む。以下同じ。）がないこと。
- (4) ともに現に本制度及び他の自治体で実施している同様の制度によるパートナーシップ関係の証明を受けていないこと。ただし、申告に当たっては、この限りでない。
- (5) 民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができない者の関係（当事者同士が養子縁組をし、又はしていたことにより当該関係に該当する場合を除く。）にないこと。

（宣誓の方法）

第4条 宣誓は、宣誓をしようとする二者が、各々所定の事項を自書したパートナーシップ宣誓書（別記第1号様式。以下「宣誓書」という。）に次に掲げる書類を添付し、双方同時に市役所本庁舎に来所してこれを市長に提出するときに行うものとする。ただし、市長が特に認めるときは、宣誓をしようとする者のいずれか一方が来所の上、宣誓書を提出して宣誓に代えることができる。

- (1) 住民票の写し、住民票記載事項証明書又は戸籍の附票の写し（宣誓をしようとする日前3月以内に発行されたものに限る。）
 - (2) 独身証明書その他現に婚姻をしていないことを証明する書類（外国籍の場合は、独身証明書又はこれに相当する書類（外国語で作成されたものである場合は、日本語訳文を添付すること。））（宣誓をしようとする日前3月以内に発行されたものに限る。）
 - (3) 宣誓を行おうとする市外在住の者が市内への転入を予定していることを疎明するに足る資料（ただし、当事者の一方が市内に住所を有していないときに限る。）
 - (4) 宣誓をしようとする者双方の顔写真のデータ（宣誓をしようとする日前6月以内に撮影されたものに限る。）。ただし、パートナーシップ宣誓書受領証（別記第2号様式の2の交付に当たり顔写真を付することを希望するときに限る。）
- 2 市長は、宣誓をしようとする者の一方又は双方が宣誓書に自書することができないと認めるときは、本市職員の立会いのもとで、宣誓をしようとする者以外の者に代筆させること

ができる。

3 宣誓をしようとする者は、宣誓書の提出に際して、本人確認のため、次の各号のいずれかを提示し、又はその写しを提出しなければならない。

- (1) 個人番号カード
- (2) 旅券
- (3) 運転免許証
- (4) 前各号のほか、官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明書であって、本人の顔写真が貼付されたもの等市長が相当と認める書類

4 市長は、宣誓をする日時等について、宣誓をしようとする者と事前に調整を行うものとする。

(申告の方法)

第4条の2 申告をしようとする者は、来庁又は郵送により、各々所定の事項を自書したパートナーシップ宣誓継続申告書（別記第1号の2様式。以下「申告書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 転入前に交付を受けた受領証等類似書類の写し
- (2) 住民票の写し、住民票記載事項証明書又は戸籍の附票の写し（継続申告書の提出日前3月以内に発行されたものに限る。）

2 市長は、申告をしようとする者の一方又は双方が申告書に自署することができないと認めるときは、申告をしようとする者以外の者に代筆させることができる。

3 市長は、第1項の規定により申告書を提出した者が本人であることを確認するため、次の各号に掲げる書類のいずれかの提示又はその写しの提出を求めるものとする。

- (1) 個人番号カード
- (2) 旅券
- (3) 運転免許証
- (4) 前各号のほか、官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明書であって、本人の顔写真が貼付されたもの等市長が相当と認める書類

(宣誓及び申告の証明の方法等)

第5条 市長は、第4条第1項又は第4条の2第1項の規定により宣誓又は申告を行った者（以下「宣誓者等」という。）が

第3条に規定する要件を満たしていると認めるときは、パートナーシップ宣誓書受領証（別記第2号様式の1又は別記第2号様式の2。以下「受領証」という。）及び受領印を押印した宣誓書又は申告書（以下「宣誓書等」という。）の写しを宣誓者等に交付することによりこれを証明するものとする。ただし、宣誓を行った者が第3条第2号イに該当する場合は、亀岡市パートナーシップ宣誓書受付票（別記第3号様式。以下「宣誓受付票」という。）を交付し、市外在住の宣誓者が市内に転入したことを証明する書類又はその写し（以下「転入証明書類」という。）の提出を受けたのちに受領証及び受領印を押印した宣誓書の写しを交付することにより行う。

- 2 宣誓受付票の交付を受けた者は、市内に転入してから2週間以内に転入証明書類を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、宣誓又は申告の証明をする日時等について、宣誓者等と事前に調整を行うものとする。
- 4 市長は、第1項の規定により申告をした者に受領証等を交付したときは、当該受領証等を交付した事実及び申告に係る事項を、申告をした者の転入前の住所が属する連携協定締結都市に通知する。

（通称の使用）

第6条 宣誓又は申告をしようとする者は、性別違和その他特別の事情を市長が認める場合には、宣誓書等に氏名と併せて通称（氏名以外の呼称であって、国内において社会生活上通用していると認められるものをいう。）を使用することができる。

- 2 前項の規定により通称を使用するときは、宣誓書等を提出する際に、日常生活において当該通称を使用していることが確認できる書類を提示するものとする。

（変更の届出等）

第7条 受領証の交付を受けた者（以下「受領者」という。）は、宣誓書の内容に変更が生じたときは、速やかにパートナーシップ宣誓書記載内容変更届（別記第4号様式。以下「変更届」という。）に受領証及びその変更に係る事実を確認することができる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 受領者は、顔写真を付した受領証の顔写真を変更しようとするときは、変更届に新しい顔写真のデータ（届出の6月以

内に撮影されたものに限る。)を添えて市長に提出することができる。

3 前項の規定による顔写真の変更は、受領証の交付又は既に当該届出を行っているときは前回の顔写真の変更から5年が経過するまで行うことができない。

4 第4条第3項の規定は、第1項及び第2項の規定による届出(以下「変更届出」という。)を行う者について準用する。

5 市長は、変更届出を行った宣誓者等が希望するときは、受領印を押印した変更届の写しを当該宣誓者等に交付する。

(受領証の再交付)

第8条 受領者は、変更届出をしたことにより受領証の記載内容若しくは顔写真に変更があったこと又は受領証を紛失若しくは毀損したことを理由に受領証の再交付を希望するときは、パートナーシップ宣誓書受領証再交付申請書(別記第5号様式。以下「再交付申請書」という。)を市長に提出することにより、受領証の再交付を申請することができる。

2 前項の規定による申請を行うときは、再交付申請書に受領証を添付しなければならない。ただし、紛失したことを理由に受領証の再交付を申請するときは、この限りでない。

3 第4条第3項の規定は、第1項の規定による申請を行う者について準用する。

4 市長は、第1項の規定による申請があった場合において適当と認めるときは、当該申請を行った者に受領証を再交付する。

5 受領者は、受領証を紛失したことを理由に受領証の再交付を受けた場合において、紛失した受領証を発見したときは、速やかに当該受領証を市長に返還しなければならない。

(受領証の返還等)

第9条 受領証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証返還届(別記第6号様式)に受領証を添付して、速やかに市長に提出しなければならない。ただし、紛失その他の事情により添付が困難であると市長が認める場合は、受領証の添付を要しない。

(1) 宣誓者等の意思によりパートナーシップ関係が解消されたとき。

(2) 宣誓者等の一方が死亡したとき。

- (3) 宣誓者等の少なくとも一方が、配偶者を有するに至り、又は連携協定締結都市ではない他の地方公共団体が実施している パートナーシップ関係の証明を受けたとき。
- (4) 宣誓をした時点において、宣誓者等が第3条各号に掲げる要件に該当していなかったことが判明したとき。
- 2 第4条第3項の規定は、第1項の届出を行う者について準用する。
- 3 市長は、前項の規定による届出をした者が希望するときは、受領印を押印した返還届の写しを当該者に交付することができる。
(情報の管理)
- 第10条 宣誓者等から提出された個人情報の取扱いについては、亀岡市個人情報保護条例（平成12年亀岡市条例第37号）の定めるところによる。
(宣誓書等の保存)
- 第11条 市長は、宣誓書等を期限を定めずに保存するものとする。ただし、第9条の規定により、受領証の返還を受けた場合は、亀岡市文書取扱規則（平成13年亀岡市規則第27号）の定めるところにより保存及び破棄する。
(本市施策の推進に当たっての配慮)
- 第12条 本市は、施策の推進に当たっては、この要綱の趣旨を尊重し、パートナーシップ関係にある当事者に十分配慮するものとする。
(その他)
- 第13条 この要綱に定めるもののほか、宣誓及び申告に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- (施行期日)
- 1 この要綱は、令和3年3月1日から実施する。
(準備行為)
- 2 市長は、第4条第4項に定める事前の調整については、この要綱の実施前においても行うことができる。
(亀岡市犯罪被害者等見舞金支給要綱の一部改正)
- 3 亀岡市犯罪被害者等見舞金支給要綱（平成24年亀岡市告

示第35号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」の次に「及び当該被害者との間で亀岡市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱(令和3年亀岡市告示第20号)第5条によるパートナーシップ宣誓書受領証の交付を受けた者」を加える。

(亀岡市在住ねたきり老人等介護用品支給事業実施要綱の一部改正)

- 4 亀岡市在住ねたきり老人等介護用品支給事業実施要綱(平成13年亀岡市告示第39号)の一部を次のように改正する。

第2条中「又は」を「若しくは」に改め、「(配偶者及び3親等内の親族に限る。)」の次に「又は該当者との間で亀岡市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱(令和3年亀岡市告示第20号)第5条によるパートナーシップ宣誓書受領証の交付を受けた者である介護者」を加える。

(亀岡市高齢者介護予防拠点活動支援事業実施要綱の一部改正)

- 5 亀岡市高齢者介護予防拠点活動支援事業実施要綱(平成18年亀岡市告示第52号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「その家族」の次に「若しくは当該利用者との間で亀岡市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱(令和3年亀岡市告示第20号)第5条によるパートナーシップ宣誓書受領証の交付を受けた者」を加える。

(亀岡市寝具洗濯乾燥消毒事業実施要綱の一部改正)


- 6 亀岡市寝具洗濯乾燥消毒事業実施要綱(平成18年亀岡市告示第53号)の一部を次のように改正する。

第6条中「その家族」の次に「若しくは当該利用者との間で亀岡市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱(令和3年亀岡市告示第20号)第5条によるパートナーシップ宣誓書受領証の交付を受けた者」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年8月1日から実施する。



亀岡市 生涯学習部 人権啓発課

〒621-8501 亀岡市安町野々神8番地

TEL：0771-25-5075

FAX：0771-22-6372

メール：jinken-keihatsu@city.kameoka.lg.jp

ホームページ：「[亀岡市パートナーシップ宣誓制度](#)」



受付時間：平日（土・日・祝日及び年末年始を除く） 8：30～17：15

